

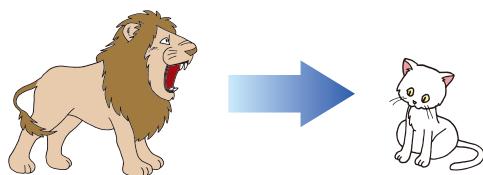
リスク低減措置内容の検討の優先順位

リスク低減措置は、法令で定められた事項がある場合にはそれを必ず実施するとともに、次に掲げる優先順位で検討し実施することが重要です。

法令で定められた事項の実施（該当事項がある場合）

①危険な作業の廃止・変更

危険な作業の廃止・変更、危険性・有害性の低い材料への代替、より安全な施工方法への変更 など



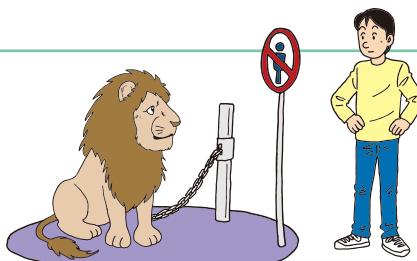
②工学的対策

ガード、インターロック、局所排気装置の設置 など



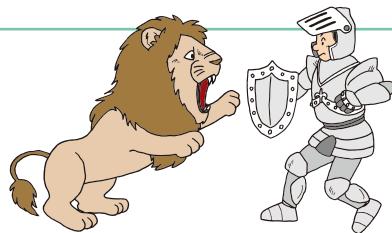
③管理的対策

マニュアルの整備、立入り禁止措置、ばく露管理、教育訓練 など



④個人用保護具の使用

上記①～③の措置を十分に講じることができず、除去・低減しきれなかったリスクに対して実施するものに限られます



高

リスク低減措置内容の検討の優先順位

低

費用、時間、労力なども勘案し、**可能な限り優先順位の高い**リスク低減措置を実施するようにしてください。

POINT

ポイント 機械設備や装置を改善したり、原材料を変更したりすれば、発生するけがの重篤度は下がります。一般的に作業手順の見直しや保護具の着用といった人に委ねる対策だけでは重篤度は下がらないと解釈します。リスクレベルがⅣまたはⅢと高い場合は、人の行動に委ねない機械・設備の変更や原材料の変更がぜひとも必要です。

(1) 記録

リスクアセスメントを行い、リスク低減措置を実施したら、これですべて終了ではありません。リスクアセスメントで特定されたリスクを管理すること、言い換えれば自分たちで見つけ出したリスクを日常の安全衛生活動の中で管理することが重要です。

また、適切なリスク低減措置を行うことが困難で、当面暫定的な対策をとるだけの場合などでは、記録を確実に残し、可能な限り速やかに適切な措置を実施することが重要です。そのためには、リスクアセスメントの記録を整理し、関係者は、いつでも、見ることができるようにしておく必要があります。

(2) リスクアセスメントの見直し

実施したリスクアセスメントが適切であったか、さらなる改善が必要かどうか検討する必要があります。見直し内容としては効率的でやりやすいか、リスクの見積もり・優先度の設定の基準や判定の基準は適切か、などがあります。

